

加賀市監査基準の策定について

1 監査基準策定等の背景

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、全ての地方公共団体の監査委員は、令和2年4月1日監査基準を定めるとともに、公表し、同基準に従った監査等を実施することが新たに義務付けられた。

2 監査基準の概要

(1) 一般基準（第1条～第6条）

○監査委員が行う監査等の種類ごとに規定（第2条）

(2) 実施基準（第7条～第13条）

○監査計画（第7条）

リスクの内容等を勘案した監査計画の策定

○リスクの識別と対応（第8条）

監査等の対象のリスクを識別した監査等の実施

○監査専門委員との連携（第13条）

外部監査人等との連携を図る

(3) 報告基準（第14条～第18条）

○監査等の結果に関する報告への記載事項（第15条）

報告等に記載する事項を統一化し、監査等の結果として記載する事項を規定

○措置状況の公表等（第18条）

監査の結果に関する報告後に講じられた措置状況の公表等についての規定。監査委員が特に措置を講じる必要があると認められる事項については、必要な装置を講じるよう勧告することができる。勧告を受けた者は、措置状況を報告する。

3 その他

監査基準の策定と公表にあたり、平成31年3月29日付総務省自治行政 局長通知「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について」を踏まえ、検討を実施した。